

上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月18日

上野原市長

上野原市条例第5号

上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年上野原市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」に改める。

別表第1中「10キログラムにつき410円」を「10キログラムにつき360円とし、収集・運搬1回につき2,200円を加算する。」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。